



お知らせ

緑化計画書の提出

敷地面積300㎡以上の建築物の新築・増築・改築など、一定規模で該当する行為を行う場合には提出が必要です。

問 建築審査課建築指導担当
TEL 5744-1387 FAX 5744-1557



塀をつくる、つくり変える際の注意点

コンクリートブロック塀などの所有者や管理者はその維持管理に努めなければいけません。地震の際に倒壊しないように安全点検を行い、危険だと判断した場合はつくり変えてください。その際は、ブロック塀などの重い塀から、倒壊の恐れが少ない生け垣やネットフェンスなどの軽い塀にしましょう。

問 建築審査課構造審査担当
TEL 5744-1389 FAX 5744-1557

電動キックボードは交通ルールを守って使用しましょう

一定基準を満たす電動キックボード等(特定小型原動機付自転車)を運転する際は、車道の左側端や自転車道を走行し、信号や標識・標示を必ず確認するなど交通ルールを守って安全に使用しましょう。乗車用ヘルメットを着用することも重要です。

問 都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画担当
TEL 5744-1315 FAX 5744-1527



民間賃貸住宅探しでお困りの方へ

1 住宅確保支援事業

民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者・障がい者・ひとり親などに、協力不動産店リストを提供するなどの支援を行っています。



2 生活支援付すまい確保事業

「1 住宅確保支援事業」で入居契約に至らなかった高齢者に、次の支援を行います。①物件探しの支援②入居後の安否確認③家主などからの相談対応



問 1 住宅・空家相談窓口(建築調整課住宅政策担当内)
TEL 5744-1343 FAX 5744-1558
2 建築調整課住宅政策担当
TEL 5744-1449 FAX 5744-1558



国保・年金・税

後期高齢者医療保険に加入している方へ

令和7年度後期高齢者医療保険料通知書を7月中旬に郵送します(下表参照)。

保険料の納付方法		通知書の種類
①	特別徴収(年金からの差し引き)	納入通知書兼特別徴収開始通知書
②	①に該当せず、口座振替の手続きが未済	納入通知書、7月～令和8年3月分の納付書
③	①に該当せず、口座振替の手続き済み	納入通知書
④	納付書で保険料を納めていて10月以降①へ変更	納入通知書兼特別徴収開始通知書、7～9月分の納付書
⑤	口座振替の手続き済みで10月以降①へ変更	納入通知書兼特別徴収開始通知書

●保険料

前年の所得に基づき東京都後期高齢者医療広域連合が年間保険料額を決定します。令和7年度の所得割率は9.67%、均等割額は47,300円、限度額は80万円です。

●納付方法

納付方法の決定は区が行っています。納付方法は郵送する通知書でご確認ください。特別徴収の方は口座振替に変更できる場合があります。詳細はお問い合わせください。

新しい後期高齢者医療「資格確認書」(藤色)を7月下旬に郵送します

今回はマイナ保険証の保有状況に関わらず、被保険者全員の方に「資格確認書」を郵送します。資格確認書は従来の保険証と同様に使うことができます。現在お持ちの保険証などは8月以降使用できませんので破棄してください。

問 国保年金課 FAX 5744-1677(共通)
保険料通知・資格確認書＝後期高齢者医療資格担当
TEL 5744-1608
保険料の納付・口座振替＝後期高齢者医療収納担当
TEL 5744-1647

介護保険に加入している方へ

1 令和7年度介護保険料の通知書を7月10日ごろから郵送します

保険料の納付方法		通知書の種類
①	特別徴収(年金からの差し引き)	介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書
②	納付書や口座振替で保険料を納めていて、8月以降①に変わる	
③	納付書や口座振替で保険料を納めていて、10月以降①に変わる	介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書、7～9月分納付書(口座振替の方を除く)
④	納付書や口座振替で保険料を納めている	介護保険料納入通知書、7～9月分納付書(口座振替の方を除く)
⑤	3月15日以降に大田区への転入届の手続きをした方	
⑥	昭和35年4月3日～7月2日生まれの方	

2 区独自の保険料減額制度

対 保険料段階が第3段階以下で、1か月の実収入が単身で約9万円以下、2人世帯で約13万円以下の方(家賃負担がある場合、生活保護基準を基にした金額を除外して実収入を計算)

※生活保護受給者を除く。預貯金、扶養状況、保険料納付状況などの条件有り※福島第一原子力発電所事故による減免制度有り

問 問合先へ申請書(電話かFAXで請求)を持参。8月1日から受け付け

3 適用期間が8月1日からの介護保険負担割合証を7月10日ごろから郵送します

対 介護認定を受けている方、介護予防・生活支援サービス事業対象の方

4 介護保険負担限度額認定制度

低所得の方(特別区民税非課税世帯)の施設居住費(滞在費)と食費を減額する制度です。有効期限が7月31日までの負担限度額認定証をお持ちの方へ、更新の申請書を郵送しました。更新を希望する方は手続きをしてください。新規の方は、区HPをご覧ください。お問い合わせください。

5 生計困難者利用負担額軽減制度

生計困難な方が、軽減制度を取り扱っている事業者で、対象となる介護保険サービスを利用した場合に、利用者負担額を軽減する制度です。詳細はお問い合わせください。

－1～5いずれも－

問 介護保険課 FAX 5744-1551(共通)
1～3 保険料、減額制度、負担割合＝資格・保険料担当
TEL 5744-1491
納付、口座振替＝収納担当 TEL 5744-1492
4 5 給付担当 TEL 5744-1622

所得税などの納税証明書はスマートフォンで

所得税や法人税などの納税証明書は、スマートフォンからe-Taxを使って請求、受け取りができます。

問 大森税務署 TEL 3755-2111
雪谷税務署 TEL 3726-4521
蒲田税務署 TEL 3732-5151



健康・衛生

おとなの食事相談

生活習慣病の予防、肥満・血圧や血糖値が高めの方の食事など。

会場	日時
大森	8月5日(火)午前・21日(木)午後
調布	8月5日(火)午前・28日(木)午後
蒲田	8月4日(月)午前・19日(火)午後
荏谷・羽田	8月7日(木)午後・19日(火)午前

※午前＝午前9時～正午、午後＝午後1時30分～4時30分(1人45分程度)

申 問合先へ電話
問 地域健康課業務係
大森 TEL 5764-0661 FAX 5764-0659
調布 TEL 3726-4145 FAX 3726-6331
蒲田 TEL 5713-1701 FAX 5713-0290
荏谷・羽田 TEL 3743-4161 FAX 6423-8838

検診のお知らせ

年齢は令和8年3月31日時点。

1 成人歯科健康診査

対 20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・76・80歳の方



2 認知機能検診

対 区内在住で50・55・60・65～85歳の方

※すでに診断・治療を受けている方は対象外



－1 2ともに－

●受診期限＝令和8年 1 1月31日 2 2月28日
会 実施医療機関 申 実施医療機関へ直接申し込み
問 健康づくり課健康づくり担当
TEL 5744-1265 FAX 5744-1523

「栄養オンデマンド講演会」公開中

生涯健康に過ごすために大切な食生活のポイントを学んでみませんか。区公式YouTubeで公開しています。

●テーマ＝人生100年、すべてのライフステージにおける健康生活と栄養

問 健康づくり課健康づくり担当
TEL 5744-1683 FAX 5744-1523



福祉・シニア

口から始める健康講座～噛む・飲み込む力を強くする！～

口の衰えや誤えん性肺炎を予防するための話と体操を行います。

対 65歳以上の方 日 8月29日(金)午後2時～3時
会 シニアステーション南馬込 定 先着25名
申 問合先へ電話。7月1日から受け付け
問 大森地域福祉課高齢者地域支援担当
TEL 5764-0658 FAX 5764-0659